

今泉工場建替事業
実施方針に関する意見・質問に対する回答

実施方針に関する意見又は質問に対し、以下のとおり回答します。

No.	頁	項目番号	項目名	内 容	回答
1	5	2(2)	運営	見学者対応につきまして、事前予約無しでの施設見学を可能とする「自由見学」は実施しないとの認識でよろしいでしょうか。 仮に「自由見学」を実施する場合、その対応につきましても貴市にて実施いただけるものと考えてよろしいでしょうか。また、工場棟の「見学者対応は貴市の所掌で行う」とありますが、貴市にて実施する見学者対応の日時につきまして、対応日は年末年始および祝日を除く月～金曜、時間帯は12:00～13:00の昼休憩を除く9:00～17:00と考えてよろしいでしょうか。	工場棟については「事前予約による見学」を基本としながら、「自由見学」の受入れも検討しています。 管理棟（環境啓発施設）については「自由見学」を基本とします。 「事前予約による見学」「自由見学」ともに見学者対応は本市の所掌とします。 ただし、工場棟における中央管制室等および管理棟における執務室等、見学者動線上のセキュリティ対策は必須とし、見学者だけでも安全な見学者通路としてください。 なお、具体的な見学方法、対応日時、見学範囲等の詳細については、建設期間中に本市と運営事業者との協議により決定します。
2	7	4(1)	募集及び選定スケジュール	②基本契約締結の日程について、「⑩又は⑪の後速やかに」とありますが、⑩特別目的会社を設立する場合、設立手続きに2ヵ月程度要しますので、締結時期設定についてはご配慮いただきたくお願いします。	特別目的会社を設立する場合は、「特別目的会社設立後速やかに」と読み替えてください。
3	9	4(2)③	用語の定義 応募者の構成	用語の定義に「構成員：特別目的会社に出資するそれぞれの企業をいう。」とあります。 また、9頁4(2)③応募者の構成では「構成員のうち、新焼却施設又は新粗大ごみ処理施設について、プラントの設計・建設を行う企業又はいずれかの施設の運転維持管理を行う企業は出資を行うものとし、その他の企業の出資は認めない。」と記載されております。 これは、建築物の設計・建設を行う企業は、特別目的会社へ出資しない条件という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	10	4(2)⑫	応募者の構成	「落札者に選定されなかった入札参加者の協力企業が、特定事業契約締結後に民間事業者の業務等を支援及び協力することはできるものとする。」と記載されております。 これは、参加資格申請時に応募者として企業名を明らかにするしないに関わらず、協力企業は他の落札者からの発注を受けることができるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	10	4(3)③、④	構成員及び協力企業の要件	主たる業務を担う企業の参加資格要件として、「本市において指名停止を受けていないこと」及び「建設業法に基づく営業停止処分を受けていないこと」とありますが、これらの要件を満たすべき基準日はいつでしょうか。 また、営業停止処分を受けている場合、処分の内容や対象範囲にかかわらず、一律に参加資格を有しないこととなるのでしょうか。	前段の質問については、参加資格申請時（令和9年2月頃）を基準とする予定です。 後段の質問については、営業停止処分を受けていることのみをもって一律に判断するのではなく、当該処分内容及び対象範囲、本事業において担う業務との関係等を踏まえ、個別に判断する予定です。
6	11	4(4)	建築物の設計・建設を行う企業の要件	企業・配置予定技術者ともに、後述の新焼却施設のプラントとは異なり「一般廃棄物処理施設」の元請実績について記載は無いですが、参加資格要件として同種工事の実績は求められないとの解釈で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	11	4(4)	建築物の設計・建設を行う企業の要件	建築物の設計・建設を行う企業の要件において、経営事項審査総合評定値など施工能力を判断する条件が設定されていないため、非価格要素にて、建築物の設計・建設を行う企業の施工能力を評価対象としていただくようお願いいたします。	ご意見として承ります。
8	12	4(5)③	新焼却施設のプラントの設計・建設を行う企業の要件	「元請けとして納入した実績」は、特定建設工事共同企業体での納入実績も認められるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	12	4(6)	新焼却施設の運転・維持管理を行う企業の要件	運転・維持管理を行う者が複数の場合は、少なくとも1社が全ての要件を満たせば良いとの理解でよろしいでしょうか。	運転・維持管理を主として担う企業が全ての要件を満たす必要があります。
10	12	4(6)	新焼却施設の運転・維持管理を行う企業の要件	本事業においてSPCを設立する場合、運営・維持管理業務の実施体制として、SPCが運転管理業務等の一部又は全部について、複数の構成企業で構成される共同企業体（JV）へ委託し、当該JVが一体的に業務を履行する体制を構築することは可能でしょうか。	認めます。ただし、SPCを設立する場合、本事業に係る契約上の責任主体はSPCとなることを基本とし、JVへの委託に係る業務範囲、責任分担及び契約関係を契約締結時に明確にするものとします。なお、具体的な契約形態及び必要な提出書類については、募集要項において示します。

11	12	4(6)①	新焼却施設の運転・維持管理を行う企業の要件	「...1年以上の運転管理実績（当該事業の特別目的会社から直接受託したものを含む。）を有している...」とありますが、ここで記載されている運転管理実績とは、運転管理に加え維持補修・更新・用役調達が業務内容に含まれる運営実績を指すものと認識してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 入札説明書にて「運転・維持管理実績」に修正します。
12	13	4(7)②	新粗大ごみ処理施設のプラントの設計・建設を行う企業の要件	「元請けとして納入した実績」は、特定建設工事共同企業体での納入実績も認められるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	16	6(1)	特別目的会社の設立	「施設完成後は本施設内に特別目的会社を設置（移転登記を可）するものとする。」とありますが、その場合は無償で本店所在地を貸与いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	16	6(1)	落札者決定後の手続き	特別目的会社の本店所在地は本市内とする。なお、施設完成後は本施設内に特別目的会社を設置（移転登記を可）するものとする。との記載がございますが、無償にて貸与頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	No.13の回答を参照ください。
15	18	9(4)	運営期間終了時の対応	「運営期間終了時には、本市は運営事業者から提示された維持管理計画の実施状況や、運営事業者による精密機能検査等の結果を踏まえて本施設の現状確認を行い、施設の劣化度等施設が適切な状況となっていることを確認する」とありますが、運営事業者は運営期間終了時に運営期間中の維持管理記録および精密機能検査結果の提供までを行い、現状確認検査は貴市で実施するとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	19	14	実施方針に関する意見・質問書	実施方針に対する質問の回答について、特段の訂正がされない限りは、入札公告以降も有効としていただくことは可能でしょうか。	不可とします。 入札時の入札説明書を改めてご覧ください。
17	20	14	実施方針に関する意見・質問の受付	「また、事業用地への視察及び事業用地に関する調査（水質調査、用地の空撮等）を希望する場合は、同様式を用いて、希望する調査事項、概要及び希望日時を簡潔に記載し、問合せ先へ提出すること。」とありますが、入札公告後も、貴市に希望を申し伝えれば視察や調査は可能でしょうか。	ご意見として承ります。 現時点（10/9時点）では実施方針記載の調査期限を遵守願います。また、入札公告後の調査に関する詳細は募集要項等でお示しします。
18	22	添付資料②	インフレ/デフレ(物価変動)に係る費用増大リスク(一定の範囲外)	運営期間中の物価変動にともなう費用負担の見直しに関する協議の頻度や条件等につきましては、公告時に明示されるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	23	添付資料②	天災等の不可抗力によるリスク	「火災、地震等による施設の破損など」が不可抗力に含まれておりますが、火災や地震等の発生時において民間事業者が負担するリスク（請負代金額の100分の1の範囲内）に対する保険への加入有無については、事業者判断に委ねられると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	25	添付資料②	リスク項目：施設破損	事故・火災等による修復等に係るコスト増大リスクは民間事業者の分担になっておりますが、備考にはオペレーションミス等による事故・火災等が発生した場合の修復などとの記載がございます。民間事業者のミスではない場合は民間事業者の責任ではないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	26	添付資料③	4 処理対象物の受け入れ	ごみの搬入受入作業（搬入受付周囲での搬入承認申請書の配布、記入事項の確認、搬入物確認、各プラットホーム内での一般持込者の案内指示を含む）との記載がございますが、 ①搬入受付周囲での搬入承認申請書の配布、記入事項の確認については要求水準書（案）P162 第3章 第1節 1（3）に記載されている搬入車両の渋滞時との理解でよろしいでしょうか。平時は運営事業者の支援は不要との理解です。 ②既設工場で入口計量に渋滞が発生する年間の日数は何日程度でしょうか。（例：年末年始、GW、お盆で10日程度）	①平時においても対応願います。なお、現在の今泉工場では、市職員の他に約1名の作業員に対応いただいています。 ②既設工場において搬入にて渋滞が発生する可能性のある時期は、年末、ゴールデンウィーク、お盆、シルバーウィークの時であり、詳細は9/4公表の「要求水準書（案）に関する意見・質問への回答」で提示した別添資料の搬入台数をご参照ください。
22	26	添付資料③	7 貯留、運搬、処理、再資源化	新粗大ごみ処理施設で貯留・管理、車両への積込は民間事業者となっておりますが、要求水準書（案）P169 第4節 2（1）では、粗大ごみ処理によって回収した資源物（破砕鉄・破砕アルミ類）は、保管後、本市が指定する再生業者に引き渡しを行うこと。なお、車両への積込み作業は再生業者自らが行う。との記載がございます。 資源物に関しては、運営事業者（民間事業者）による積込は不要との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、状況に応じて適宜協力を仰ぐ場合があります。
23	26	添付資料③	外構（囲障（フェンス等）や敷地内アスファルト等）の解体工事	「外構（囲障（フェンス等）や敷地内アスファルト等）の解体工事※」とありますが、「※」が示している事項をご提示下さい。	入札説明書にて修正します。
24	26	添付資料③	4 処理対象物の受入	搬入受付作業において貴市が行う事業範囲として「焼却、粗大ごみの受付対応（入口計量：料金徴収を除く）」とある一方で、民間事業者が行う事業範囲として「ごみの搬入受入作業（搬入受付周囲での搬入承認申請書の配付、記入事項の確認、搬入物確認、各プラットホーム内での一般持込者への案内指示を含む）」とあります。 両業務の区分を明確にするため、貴市が実施する「受付対応」の具体的な業務内容および事業者との役割分担についてご教示願います。	2026年9月4日公表の「今泉工場建替事業 要求水準書【案】に関する意見・質問」No. 280、281をご覧ください。

25	26	添付資料③	5 処理不適物・処理困難物の取扱い	処理困難物の取扱いにつきまして、処理困難物（処理不適物）の車両への積み込みは民間事業者、運搬および処分は貴市の業務範囲とありますが、回収した処理困難物の保管および積み込みはプラットホーム内にて実施するものと考えてよろしいでしょうか。	事業者の配置計画に依ります。 本市では、処理困難物等は一次選別物貯留ヤードもしくは搬出物貯留ヤード等にて一時保管することを想定しておりますが、運用面の最終的な搬出前の処理困難物等の保管場所、一次選別物貯留ヤード・搬出物貯留ヤードの配置および他ヤード配置は提案に委ねます。 なお、下記について雨水に曝される状態で保管することは不可と考えております。（屋根のある雨のかからない屋外での保管や、搬出直前に屋根付きの屋外に移動する等の運用は可とする。） ・処理困難物（二次電池付き小型家電）：リチウムイオン電池含有製品 ・処理不適物：家電4品目、タイヤ、ガソリン等
26	27	添付資料③	8 新焼却施設の運転	法定有資格者のリストが記載されておりますが、要求水準書（案）P154の(1)～(18)に記載の通り本運営に必要な資格を有するものを配置するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	28	添付資料③	19 その他関連業務	洗車場の維持管理の項目に○がありません。○は民間事業者となりますでしょうか。	お見込みのとおりです。入札説明書にて修正いたします。
28	28	添付資料③	19 洗車場の維持管理	洗車場の維持管理について、事業範囲区分が記載されていないため、ご教示願います。	No. 27の回答を参照ください。
29	29	添付資料③	売電収益	売電による収益が提案値より超過/不足した場合のインセンティブ/ペナルティの有無および判断基準につきましては、公告時に明示されるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
30	30	添付資料④	スキーム図	「※運営事業者が締結する～三者契約を締結する場合がある。」とありますが、具体的にどのような場合を想定されておりますでしょうか。	運営事業者が第三者に委託する業務のうち、一般廃棄物処理に係る業務である場合は、法令上の委託基準等を踏まえ、市、運営事業者及び当該業務を実施する事業者との間で三者契約を締結する必要がある場合を想定しています。
31	30	添付資料④	スキーム図	「建設請負事業者（JVを組織する場合）」の記載があり、その枠内に「ごみ焼却施設のプラントの設計・建設を行う企業」と「建築物の設計・建設を行う企業」に加え、「粗大ごみ処理施設のプラントの設計・建設を行う企業」があります。 こちらのスキーム図はあくまで参考であり、「ごみ焼却施設のプラントの設計・建設を行う企業」と「建築物の設計・建設を行う企業」がJVを組成する場合に「粗大ごみ処理施設のプラントの設計・建設を行う企業」まで含めたJVとすることを必須とするものではないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	12 13	4(5)④ 4(7)③	監理技術者の配置について	新粗大ごみ処理施設のプラントの設計・建設を行う企業の要件として、「監理技術者を、本工事に専任で配置できること」とありますが、新粗大ごみ処理施設と新焼却施設のプラントの設計・建設を同一の企業が実施する場合、新焼却施設のプラントの設計・建設を行う企業の要件である清掃施設工事業の監理技術者が新粗大ごみ処理施設についても兼務できると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
33	—	—	—	仙台市発注工事になりますので、仙台市内本店を有する企業を積極的に採用した企業体においては提案書で評価項目を最大点数としていただくよう要望します。	ご意見として承ります。
34	—	—	—	DBO方式での発注見込と伺っておりますが、建設・運営をしていく中で、地元企業を活用（参画）させている事を重要評価項目としていただくことを希望致します。	ご意見として承ります。